

# 草津市教育委員会会議録

平成31年4月定例会

(4月23日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	川那邊 正
	委員	周防直美
	委員	檀原 泉
	委員	中西長雄
	委員	稲垣明美

議事参与	教育部長	居川哲雄
	教育部理事（学校教育担当）	畑 真子
	教育部副部長（総括）	山本智加江
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校政策推進課長	江竜真司
	教育総務課長	田中 歩
	生涯学習課係長	矢野美穂子
	スポーツ保健課長	織田泰行
	スポーツ大会推進室長	藤崎 篤
	歴史文化財課長	岩間一水
	草津宿街道交流館長	八杉 淳
	図書館長	武村 彰
	学校教育課長	京近武史
	児童生徒支援課長	成田陽子

事務局	教育総務課総務係長	門脇弦太
-----	-----------	------

開会 午後 3時00分

- 川那邊教育長      それでは、ただいまから草津市教育委員会4月定例会を開会いたします。  
議事に入ります前に、定期人事異動に伴い、教育委員会に出席する事務局のメンバーも新たになりましたことから、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。
- 教育部長      私、今回教育部長を拝命いたしました居川でございます。平成26年度、27年度は副部長ということで教育委員会にお世話になっておりましたけども、また新たにお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。
- 教育部理事  
(学校教育担当)      本年度、学校教育担当理事をさせていただきます畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育部副部長  
(総括)      4月の人事異動で子ども家庭部から異動してきました副部長の山本です。よろしくお願いいたします。
- 教育部副部長  
(学校教育担当)      本年度学校教育担当副部長と学校政策推進課長を兼務させていただきます江竜です。よろしくお願いいたします。
- 教育総務課長      4月の人事異動で教育総務課長を拝命しました田中です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 生涯学習課係長      生涯学習課長は相井で変わりはありませんけれども、本日、大変恐縮ではございますが、公務により欠席させていただいております。私、代わりに出席させていただきました、この4月から生涯学習系の係長を拝命いたしました矢野と申します。よろしくお願いいたします。
- スポーツ保健課長      本年度、スポーツ保健課長を拝命いたしました織田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- スポーツ大会推進室長      今年度より新設されました、スポーツ大会推進室の室長を拝命しました藤崎です。よろしくお願いいたします。
- 歴史文化財課長      今年度より歴史文化財課の課長を拝命しました岩間でございます。文化財保護課から歴史文化財課に4月1日よりなりまして、私もそれに合わせて拝命い

たしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

草津宿街道交流館長

私は4月から草津宿街道交流館と本陣の館長を拝命いたしました八杉と申します。よろしくお願ひいたします。

図書館長

皆さん、こんにちは。昨年度に引き続きまして、草津市立図書館、草津市立南草津図書館の館長を務めさせていただきます武村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

学校教育課長

今年度より、学校教育課長を拝命しました京近です。よろしくお願ひします。

児童生徒支援課長

学校教育課から分かれまして、新しく児童生徒支援課の課長に拝命しました成田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

川那邊教育長

皆様गत、自己紹介ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

—————日程第1—————

川那邊教育長

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議がないようですので、4月定例会は、本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

川那邊教育長

次に、日程第2、「3月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思ひますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議がないようですので、3月定例会会議録は、承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

次に、日程第3、「教育長報告」です。

それでは、教育長報告をさせていただきますが、今回の人事異動により、教育委員会事務局には居川教育部長、山本副部長を初め、市長部局から18名、新規採用職員1名、市内小・中学校から9名の皆さんをお迎えいたしました。また、青少年健全育成に関する事業の子ども未来部への移管、スポーツ大会推進室の新設、文化財保護課から歴史文化財課への課名変更、児童生徒支援課の新設、橋岡教育集会所・新田教育集会所の指定管理者制度への移行など、組織の大きな改編も行いました。新しい酒は新しい革袋に盛れのごとく、新たな仕事に新たな人員と体制で取り組み、引き続き県内をリードし、全国に誇れる取り組みを重ねる教育委員会事務局に向けて、委員の皆さんと力を合わせたいと思っています。

さて、委員の皆様には、小・中学校入学式、幼稚園入園式、こども園開園式への御出席ありがとうございました。9日、私は老上西小学校と玉川中学校の入学式に出席しました。両校ともに厳粛な中にも温かさのある式でした。市内全ての学校・園で、地域の皆さんからも祝福を受け、園児・児童・生徒はもとより、保護者の皆さんにとっても思い出となる式であったと聞かせていただきました。

次に、15日、滋賀県教育行政重点施策説明会ならびに滋賀県市町教育委員会全体研修会に、教育委員の皆さんとともに出席をしました。滋賀の教育大綱、第3期滋賀県教育振興基本計画についての概要説明があり、その中でキーワードの1つに読み解く力が強調されました。説明では、文章や情報、相手の考えや思いを読み解くことにとどまらず、超スマート社会の到来を見据え、ICTや先端技術を取り入れる教育も積極的に推進したいとの考えも聞きました。本年度、本市が策定する草津市第3期教育振興基本計画においても、ICTや先端技術の活用による質の高い教育の実現を目指すことについて検討していきたいと考えております。

次に、草津教育フォーラムを19日に開催したことについてです。このフォーラムでは、草津市教育委員会の学校教育の重点や方向を示しましたが、参加した教職員や関係者を中心に今後の実践につなげてほしいと考えています。私からは、今年の重点を改革と位置づけ、草津の学校教育、令和の4改革として話しました。4つの改革とは、1つには教え方改革です。教師が教えて子どもが学ぶという授業を、子どもによる学びを教師が支援するというスタイルへ、また、子どもの意欲を引き出すための褒め方へと変えていく必要があることを話しました。2つ目は、学び手改革です。学びの主体は子どもであることを強調し、子ども自身が学び方、学び合い方を身につけ、そして学びにチャレンジ

し、みずから知識や技能、生き方を取得していく姿勢や意欲を育てていくこととお話しました。その中に、子ども同士の学び合いや育ち合いなど、良好な関係も築くことを大切にしたいと思います。3つ目は、働き方改革です。教職員がやりがいを持って取り組めるよう支援をすること。また、心豊かな生活を送れるよう、ワークライフバランスの観点からも進めたいと考えています。4つ目は、マネジメント改革です。まずは、校長のリーダーシップによる落ちついた学校づくりが不可欠です。また、コミュニティ・スクール、地域協働合校などを中心とする地域連携、大学や企業等との連携を通して、地域とともにある特色ある学校づくりを進めること。PR（パブリックリレーションズ）にも積極的に取り組むことを話しました。以上が主な内容です。これを受けて、教育部理事からは組織改編を中心に、学校教育課、学校政策推進課、児童生徒支援課からは、教え方、学び手改革を中心に、今後の取り組み方向が示されました。今後、組織的に強力に進めたいと考えております。

うれしいお知らせをさせていただきます。昨年度の漢字検定の団体表彰において、玉川小学校、笠縫東小学校、志津小学校、矢倉小学校の4つの小学校と草津市教育委員会が奨励賞をいただきました。奨励賞は小学校、中学校、高等学校、その他の団体4部門において、全部の級の合格率上位50団体に授与されるものです。また、笠縫東小学校は開校40周年を記念して「絵をかくってたのしいな 児童絵画集第6集」を刊行されました。開校以来図画工作において全国的にもすぐれた実践を重ね、これまで全国1位、2位という賞を多く取っています。この作品集には、子どもの絵がたくさん掲載されており、子どもらしい表現やその感性の高さに関心をするばかりでした。

もう1つ、東京文化財研究所との共同プロジェクトにより、青花紙制作技術に関する共同調査報告書、染色技術を支える草津の技が完成をいたしました。この報告書でございます。青花紙の制作技術の記録に加え、あおばなと地域との歴史、あおばなを栽培する土壌の調査や文化財としての青花紙など、本市の学芸員もこの執筆に加わる中で、まとめられたのがこの冊子でございます。刊行されたことを大変うれしく思っています。

以上、教育長報告とさせていただきます。

それでは、委員の皆様のおかげから、先般御参列いただいた入学式、その他教育全般に関する事項で、御感想などがあればお願いをいたします。

周防委員

今年の入学式は、桜も満開でお天気もよくて、気持ちの良いスタートを切れたのではないかと思います。小学校の入学式は、私は老上小学校に参加いたしました。校門に入ると、スクールガードさんらしき地域のかたがたが並んで新入生を迎えてくださっていました。老上小学校は、先月卒業した子どもたちよ

り新入生がプラス50人ということで、スクールガードさんはますます重要で、ありがたい存在だと思います。午後からは高穂中学校の入学式に参加いたしました。マンモス校で、1学年300人以上もいるということで、3年間で同級生全員覚えられるのかなとか、先生がたが生徒一人一人に目が行き届くのかななど思ってしまったので、先生がたが生徒一人一人に向き合えるようなそういう環境であるように今後も気をつけていただけたらと思います。

4月10日は志津こども園の開園式と入園式に出席いたしました。開園式では、5歳児さんがお誕生日の歌を手話つきで歌ってくれ、こども園の開園を祝ってくれました。入園式では、まず3歳児さん、その後総入れかえで4・5歳児さんの入園式をされました。初めて3歳児さんを受け入れ、4歳児さんも入園したてで、しばらく先生がたも大変だろうなと思います。子どもたちが安心して過ごせるようにしていただきたいなと思います。

4月11日は、新堂中学校の全校道徳の劇を今年も見せていただきました。昨年のリアルないじめの話とはまた違って、命とは、生きるとはというような深い内容を熱演してくれて、見入っていました。難しいお年ごろの中学生が全校生徒の前で熱の入った演技ができ、毎年生徒が入れかわっても続いているのは本当にすごいことだと思いますし、誇れる伝統ではないかと思います。

あと、先月19日の学校教育フォーラムでは、ICT教育スーパーバイザーの糠塚先生から3人の先生がたの紹介がありましたが、ベテランの先生も若手の先生もそれぞれ工夫された授業で、特に水谷先生の「なぜ」という課題を大事にされているというのが心に残りました。各課の紹介もあって、新しく児童生徒支援課ができて、今まで以上に困っている子どもたちを丁寧に支援する体制ができるのかなと思いましたので、とても期待しています。

以上です。

檀原委員

私も4月9日に山田小学校と松原中学校の入学式、それから10日の日には笠縫幼稚園の入園式に参加させていただきました。いずれも子どもたちは希望を持った顔をしながら、こうして入学式・入園式に望んでいた姿が非常に印象的でした。学校も非常に暖かい雰囲気があって、子どもたちに感じられたのではないかなというふうに思っております。

それから、4月11日には、先ほど周防委員からもお話がありましたが、新堂中学校の全校道徳に参加させていただきました。今回のテーマは、最初どんな話かなというのが気になっておまして、観てみると非常におもしろい話で、生まれる前の世界に戻ったときの様子からスタートするという、現実ではちょっと考えにくかったのですが、子どもたちが一人一人本当にどんな人生であっても前向きに捉えていくという、そして、生まれてきたことの感謝とか、一

一人が違う人生を歩むのだけれども、それぞれ大切だということを本当に劇を通して表現してくれる姿が印象的でした。それに先立ちまして、春休み中の練習も一度見学をさせていただいたのですけれども、先生がその様子を見ながらちょっとずつアドバイスをされたり、子どもたち自身がこのようにしようということを積極的に取り組んでいる姿が印象的でした。また一人一人の個性が非常にその役柄の中に出ていて、作品としてもクオリティーの高いものだったので、ぜひこういう文化というのが続いていくことが非常にすばらしいということと同時に、やっぱり本来の人権について考えるというテーマがしっかりとその中に入ったということは、本当にすばしかったと思いました。演劇の後に生徒たちはちょっとやり切った満足感の顔の表情があったのですが、担当された先生が思わず涙を流している姿に、こちらも本当に目頭が熱くなるような思いでございました。

それから、4月15日に滋賀県のほうで重点政策の説明と、それから市町村の委員の研修会がございましたときに、新潟県燕市のほうからお二人のかたがお越しになって、燕市の取り組みについてお話をされました。その中で一番ちょっと私も印象的だったのですが、先日行われました全国の学力・学習状況調査の結果をどのように生かすかという1つのやり方の中で、S-P表という生徒がどれだけ得点をとったかと、それから各問題においてのどのようにその問題を理解しているかということが一覧でわかるような表でございまして、それを生かすことによって振り返ったときに、この問題がどういう問題であるかということ进行分析したり、また1人の中にうっかりミスがあるのではないかということがすぐわかって、それを改善することによって一気にクラス全体や学校全体の数学やいろいろな問題が改善できるという手がかかりになると。また、場合によってクラスによってこの問題だけはクラス差が余りにも大きいというような状況があったときに、先生が教えている中にちょっとみんなが理解しづらかった部分があるのではないかということまで振り返れるという表でございまして、ちょっと調べてみますと、既にもう1975年にはそれに関する書籍が出ておりまして、それなりに歴史はあるのですけど、なかなか表をつくるのがめんどくさそうだなということ、多分昔だったらなかなか大変だったと思います。ですが、先日のお話の中では、アプリケーションでエクセル表に簡単に落とし込むことができるというお話もありましたので、今年度、先日あったこともぜひ何らかの形で生かしていけるといいのではないかと思います。特に、クラスの中で「ある問題」についてはそこそこわかっているという生徒と、「ある問題」についてはその子たちがアドバイスすることによって理解が進むのではないかというグループと、それから先生自身がしっかりともう一度フォローしなければならないグループ3つぐらいに分けて、1つの時間を有効に使



って特定の問題の振り返りをするということまでできるというお話があって、非常に参考になるお話やったなと思いましたので、ぜひ本市におきましても、いろいろな意味で使えることを上手に使っていただけるといいなというふうに思いました。

それから、先日の草津市のほうの学校教育フォーラムにおきましては、先ほど周防委員からもお話がありましたが、やはり現場の先生がこれだけすばらしいアクティブラーニングを実践されているということを非常に感銘を受けました。ぜひいろいろな意味でそういうことが本市だけでなく、いろいろなところで、これはもう宝やなということをしごく思いましたので、機会をつくってでもほかの先生がた、またいろいろなかたに知ってもらえると、アクティブラーニングの本物のアクティブラーニングになると思いますので、これをぜひ広めてほしいと思いました。

それにちょっと関連するのですが、私、つい先日こんな本を読みました。世界基準の子どもの教養という本で3月に出た本なのですが、ボーク重子さんという、今アメリカのワシントンに住まれているのですが、英語ができただけでは国際人にはなれない。また、大学の日本でいうところの東大や京大を卒業したからといって、国際的に通用できる人間にはなれないという話なんかが出ています。キーになるのが、リベラルアーツという言葉となります。これは何かと言うと、いわゆる単なる知識ではなくて、それを本当に自分の生き方に生かしていく。また、自分のアイデンティティにつなげていくということをしつかりと学んで、学ぶと同時に議論すると。まさにアクティブラーニングの目指す部分がこの中にあるなというふうに思いました。また、機会があれば読んでいただきたいですし、今年策定される第3期の基本計画の中にも、やはり目指すものとしてはアクティブラーニングが何を指すかというところも参考になるかなと思いますので、紹介させていただきたいと思います。

以上でございます。

中西委員

私も各小学校、それから中学校、幼稚園の入学式に参加させていただきました。どの園、校にもそれぞれ特徴があって、よかったなと思いますけども、今年は特に老上中学校に出席させていただいたのですが、私にとってはちょっと変わった入学式になりました。といいますのは、私ども教育委員が式に寄せてもらいますと、来賓の一番先頭のところに大抵座らせていただくのですが、老上中学校の先生のほうから、校長先生の横に座っててくださいということと言われまして、私ども教育委員会も主催者側に回るというような立場で、入学式を実施されていきました。私それが嫌やとかそういうことではないのですが、今まで私がこういうことだろうと思いついてきたことと、またいろいろ考

えてみますと、そういうこともありだなということがありまして、ごく当たり前の入学式をずっと見てきたところでちょっと変わったことがありましたけども、身近の中で何かちょっと今までと違うことがあると、またその式も新鮮な感じで出席させていただけたなというふうに思いました。決まった形式というのはありそうでないものだなということも、改めて感じさせてもらいましたし、よかったなと思います。

それから、私、今まで教育委員さんのお話になったことで、新堂中学のことやら教育フォーラムのことやら県教委のほうへ寄せてもらってのお話も聞いたのですが、この4月は特に私にとってはいろいろ美術館めぐりをしましたので、そのことについてお話ししたいと思います。今、京都の大徳寺の龍光院というお寺の持っておられる曜変天目茶碗というのが今、信楽のMIHO MUSEUMで展示されています。それと、この間も奈良の国立博物館で、藤田美術館の展覧会がございました。それも曜変天目の茶碗が出ておりました。私これは行けなかったのですが、静嘉堂美術館、東京ですけども、これも曜変天目の茶碗が出ていたと。ちょうど今この時期に曜変天目の茶碗というのは、世界に3つしかないもののうち2つ見られたわけです。もう1つ東京も行きたいなと思っているのですが、ちょっとそうもいかないんで、そういう大きな展覧会があって、京都の大徳寺の龍光院のMIHO MUSEUMでやられた展覧会については、私も大好きな禅僧の書ですけども、密庵咸傑というような人の字が出ておりました。これも国宝で、私も見たかったなと思うものに出会えて、非常にうれしかったなと思います。ほかにも、藤田美術館の展覧会も非常に貴重な美術品がたくさん出ておまして、感銘を受けたということですけども、一緒に行ったかたがこの展覧会のことをテレビとかラジオで前の日にやっていたわといって言うてはったのです。この草津市でもきょうもいろいろな展覧会とか行事のことをまたお知らせいただいたのですが、マスコミをもっともっとうまく利用して、市民にこういう展覧会があるということを広報されるともっといかなというふうに思いました。なかなか展覧会しているよと言うだけではなかなか誰も見にくいくいものですけども、やっぱり多くのメディアでそういう宣伝があると皆さん行かれるのではないかなと思います。

もう1つ、私展覧会を見てきたのですが、これは大阪の東洋陶磁美術館、中之島にある美術館ですけど、そこで文房四宝という展覧会がありました。これは安宅コレクションといって、これは大阪の財閥が集めたものですけど、文房四宝といいますのは、書道で使う道具のことを主に言いまして、例えばすずり、紙、筆、墨、そういったものの特別上等なものを中心に展示をされていました。私も昔から実はすずりが大好きで、幾つも持っているんですけども、私の持っているものというのはもうそんなに大したものはないんですけど、まあすごい

すずりとか墨とかそういうものがいっぱいありまして、展覧会にはすごいものが世の中にあるなということを改めて思ったのですが、このことを申し上げますのは、私の書道の師匠が、文房清供ということをおっしゃるのです。文房というのは文房具の文房ですね。清供というのは清らかにお供えするというような字です。これは、文房といいますと書を描いたり絵を描いたり本を読んだり、あるいは詩作にふけったり、そういうことをする場だということです。そこにそういう文房具で自分の気に入ったもの、あるいは昔からゆかりのあるもの、そういったものを自分の周りに置いておくことは、文房清供といって、そのものを持っている人を高めてくれる。良いものにしてくれるというようなことが言われています。自分の周りに自分の気に入ったもの、あるいは高価であるとかそういうことではなしに、自分にとっていいなと思うものを自分の周りに置いておく。そのことによって自分が高められていく。そういうふうなことをおっしゃいました。そういうことをふと考えながら、草津市のICTの教育もですが、自分の環境の中で何か自分を高めてくれるものを自分の周りに置いておくというようなことは、これ文房清供にもつながるのではないかなということを思いました。人はその本を読んだり誰かとお話ししたり、何か教えてもらったりというようなことで、自分が高まっていくのですが、自分の周りの環境の中にいいものを置く。いいものから知識を得るというようなことは、非常に大事なことはないかなということを思いました。文房四宝とはまた違うのかもわかりませんが、そして自分の環境の整理というか、整備といいますか、そういうものを大事にしていくというのも大切なことではないかなということを思いました。

以上です。

稲垣委員

私も曜変天目、実際に見させていただく機会がございました。ぜひ連休明けまでMIHO MUSEUMで展示されているそうなので、青い宇宙の世界を見ていただきたいと思います。

皆さん、もう大分聞かれてお疲れやと思うのですが、最後感想だけ言わせてください。

入学式、3校参加させていただきました。皆さんピカピカの1年生という感じで、本当にすばらしいなと思いました。笠縫東小学校では、112名の児童で4クラスとおっしゃっておいりました。大変地域との深いかわりを感じ、6年生児童の歓迎の言葉に心温まるものを感じました。1年生の子どもたちの目線で本当に温かい言葉を6年生の子が歓迎として言ってくれていました。すばらしいなと思いました。

次は、新堂中学校は142名の生徒4クラスとおっしゃっていました。これ

はちょっと苦言になるかもしれませんが、ピアノ伴奏でなかったこともあってか、国歌の声が小さいなど。卒業式で歌ったのに残念だなというのを思う反面、緊張しているのだなというのを感じさせていただきました。それと、やっぱりここも本当に新中学3年生の女の子、生徒会だと思のですが、歓迎の言葉は紙を見ずに、もう本当に新1年生の目を見ながら、本当に歓迎しているんだということをスラスラと感動するような言葉で述べてくれていて、すごい成長を感じさせていただきました。

最後に、常盤幼稚園に行きました。あいにくの雨の中で本当に最後に小さい子どもたちが気の毒だなと思いながら行ったのですけれども、ここは新入児童8名、来賓のほうに3倍ぐらいいるといような、とてもこじんまりとした、一人一人を大切にされ、家族的で温かさを感じる入学式でした。本当にしーんとして子どもたちも親御さんのそばで座っておりますので、大変すごかったです。来年はもうこども園となり、3歳からの保育が始まるということを実際に待ち望まれる幼稚園で、ここは65回目ということで、歴史は十分にあるということ、存続されてよかったなということ、隣の来賓のかたもおっしゃっていましたが、ぜひ来年を期待したいなと思いました。

それから、4月15日に、滋賀県教育行政重点施策説明会、さつき教育長がおっしゃったとおり、それにも参加させていただいて、新教育長、福永教育長の御挨拶を初めて聞かせていただきました。四つおっしゃいました。「読み解く力」、「心身の健康」、「働き方改革」、「家庭福祉」といようなことを重点に考えている。細かいことはいっぱいおっしゃったのですが、重点はそこだというふうに感じさせてもらいました。資料には、教育大綱で基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」サブテーマが「人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育」人生100年という言葉が羅列されておりましたけれども、それから策定に当たった知事のメッセージというのが見開き2ページで書いてあるのです。その中に、何かというと、「読み解く力」という言葉が5回出てきました。もう、とにかく「読み解く力」ということと、人生100年という言葉がズラズラと出ておまして、ここに焦点を当てられているのだなと思いました。読み解く力って、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、文章や図、グラフから読み解き、理解する力プラス他者とのやりとりから読み解き、理解する力であるというふうに解説されておりましたけれども、あくまでも読み解く力は目的ではなく手段としてということも強調されていたので、ほっとしました。そこに行っちゃうとまた違うなというのを思いました。ただ、読解力ではなく「読み解く力」、学力ではなく「学ぶ力」、ここをしっかりと読み込むことが大事なのかなというふうに思いました。

それと、19日の教育フォーラムで、昨日の草津市の指針説明の中にもこの

「読み解く力」というものが見え隠れしていたのかなというふうに感じました。最後に、3人の先生がたの提案、水谷先生の「なぜ」を大事にする、1時間1時間目の授業、杉本先生の何をするのか明確にということで、「同じところは」、「違うところは」、「一番の〇〇は」、「わからないところは」とおっしゃっていました。伊地智先生のまとめの書き方、教師の意図をもってキーワードを与え、子どもの言葉で書かせる。まさに草津市が取り組みを進められている草津型アクティブラーニングに示されているのではないかなど。もう既に読み解く力は踏み込んでいる。もうできているのではないかなというふうに思いました。ただ、1つ残念なのは、草津市の本年度の教育長さんの指針説明や、実際の授業者の声を市内全教職員が直接聞けなかったなどいうのを残念に思いました。2割の参加ということは、いろいろな施策の中であると思うのですが、やはり教育長さんの顔を見てお話を聞く教職員であってほしいですし、やはり現場で実際に授業や子どもたちに携わっておられる幼・小・中、幼もいらっしまったのかどうかちょっとわからないのですが、幼・小・中の先生がたにぜひ生で聞いていただいて、それぞれがそれぞれの頭で持ち帰って具現化していただくのが大事ではないのかなというふうに感じました。大変貴重な時間ですので、現場を離れることは難しいかとは思いますが、やはり1年間の指針をしっかりとやっぱり教育長さんの顔を見て聞くことも大事な1つではないのかなというふうに感じさせていただきました。

以上です。

川那邊教育長

ありがとうございます。委員の皆さんからは幾つか課題をいただいておりますので、担当課あるいは理事、副部長のほうでまた課題を解決に向けて取り組んでいただければというふうに思っております。

それでは、教育長報告につきましては、以上で終わらせていただきます。

#### —————日程第4—————

川那邊教育長

次に、日程第4、付議事項に移ります。

それでは、議第13号 臨時代理の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

教育総務課の田中でございます。

議第13号 臨時代理の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

このたび、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則、草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令および所属職員的人事異動を行うに当たりまして、委員会を招集する時間的な余裕がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして教育長が臨時に代理させていただきましたので、本委員会におきまして報告いたしまして、その承認を求めるものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則でございますけれども、この規則の中には4つの規則の一部改正と、1つの規則の廃止が定められております。

第1条におきましては、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正。7ページに移りますけれども、第2条では、草津市教育委員会公印規則の一部改正。8ページに移りまして、第3条では、草津市立少年センター条例施行規則の廃止。第4条では、草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正。最後に第5条では、草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正となっております。

具体的な改正内容でございますけれども、10ページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条の草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正でございます。このたびの組織改正に伴いまして、少年センターを含めた青少年健全育成に関する事業を市長部局へ移管したことに伴いまして、生涯学習課の生涯学習・青少年係を生涯学習係に改めております。平成36年に開催予定の国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会等に向けまして、スポーツ大会推進室を新設いたしましたほか、文化財の適切な保存と活用のため、文化財保護課を歴史文化財課に変更しました。

また、学校教育の取り組みの充実と教職員の指導力の向上とをそれぞれ専門的に行うため、学校教育課に教職員係を新設したことと合わせまして、子ども一人一人に行き届く細やかな支援体制の構築を図るため、児童生徒支援課を新設するとともに、学校教育課から人権教育係を移管いたしました。

10ページの下段以降はそれぞれの分掌事務について整理したものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

第2条の草津市教育委員会公印規則の一部改正についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、少年センターが市長部局に移管されましたことから、教育委員会の公印規則から、少年センター所長之印を削除したものでございます。

第3条の草津市立少年センター条例施行規則の廃止につきましては、新旧対照表はございませんけれども、少年センターの移管に伴いまして、新たに市長部局で少年センターの条例施行規則を定めることから、教育委員会で定めておりました少年センター条例施行規則を廃止したものでございます。

続きまして17ページをお願いいたします。

第4条の草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則でございますが、幼稚園に関する事務の補助執行先でありました子ども家庭部が、子ども未来部に名称が変更になったことによります改正と合わせまして、これまで建設部に対し、（仮称）草津市立プール整備に係る計画の策定に関する事務を補助執行しておりましたが、当該計画の策定を終えましたことから、今回建設部への補助執行を削除したものでございます。

最後に、19ページの第5条、草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正についてでございますが、これまで学校教育課が担当しておりました附属機関について、児童生徒支援課の新設に伴いまして、児童生徒支援課が担当する部分についての改正と、文化財保護課の課名変更に伴い、歴史文化財課に変更する改正でございます。

御説明を申し上げました規則の施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

こちらは、草津市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正でございますが、教育委員会事務局における文書の取り扱いや、事務処理について基本的な事項を定めたものでございますが、先ほど来の御説明と同様でございますが、文化財保護課が歴史文化財課への課名変更と、児童生徒支援課の新設に伴う事務分担に基づき整理を行ったものでございます。

こちらの施行日につきましても、平成31年4月1日でございます。

続きまして、30ページからの人事異動につきまして御説明申し上げます。

31ページから35ページまでが主に行政職員の人事異動でございます。部長級が3名、副部長級が3名、課長級が16名、課長補佐級が8名、係長級が19名、主査級が20名、一般職級が27名の異動がございました。36ページが新規採用職員でございますが、7名のかたの新規採用職員となっております。37ページから再任用でございますが、こちらは新規の再任用が3名ございまして、異動した再任用が1名でございます。38ページにつきましては退職者でございますが、9名のかたが退職しております。39ページと40ページでございますが、滋賀県教育委員会の人事異動という形になっております。滋賀県教育委員会から草津市教育委員会への異動者が9名、滋賀県教育委員会への復帰が11名となっております。

以上、足早な説明でございますが、臨時代理の内容につきましての御説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

川那邊教育長

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

それでは、異議もないようですので、議第13号は承認されたものと認めます。

次に、議第14号の臨時代理の承認を求めることについてでございますが、この議案は人事案件であります。会議を公開しないこととすべきであると思えます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっておりますので、この規定に基づきお諮りをしたいと思います。

当議案および議事を公開しないこととするについて、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議なしと認めます。よって、当議案および議事は、公開しないことといたします。したがって、議第14号の審議は、報告事項の終了後に行うことといたします。

次に、議第15号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

児童生徒支援課長

議第15号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて、児童生徒支援課、成田が御説明申し上げます。

議案書46ページをおあげください。

草津市教育支援委員会では、就学に係る当該児童生徒の障害の種類と程度について調査や審議を行い、今後の教育的支援のあり方や好ましい就学先を明らかにして、草津市教育委員会に審議結果を答申します。したがって、草津市教育支援委員会については、障害の程度や種類等に関して教育学、医学、心



理学等の観点から統合的な確かな判断ができる専門的知識を有する委員会を構成する必要があり、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により、委員を委嘱および任命するものであります。任期は令和元年5月1日から令和2年3月31日までとなります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。  
御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので、議第15号は原案どおり可決いたします。  
次に、議第16号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課、織田が御説明申し上げます。  
議第16号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて説明申し上げます。  
議案書は、50ページから52ページでございます。  
草津市小・中学校結核対策委員会につきましては、52ページにございませうとおり、草津市附属機関設置条例において、小中学校の結核管理方針について調査・審議する附属機関として定数を4人以内と定め、草津市教育委員会附属機関運営規則におきまして、委員資格者を保健医療関係者、学校教育関係者、関係行政機関の職員とし、任期を委嘱の日からその年度の末日と定めていただいております。このたび、各関係者との調整が整い、51ページの4名を平成31年5月1日から平成32年3月31日まで委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により、お諮りするものでございます。  
以上、まことに簡単ではございますが、当該議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。  
御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので、議第16号は原案どおり可決いたします。

次に、議第17号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

議第17号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて、学校政策推進課、江竜より御説明申し上げます。

議案書54ページから61ページでございます。まずは、61ページを御覧になってください。

草津市学校運営協議会規則の第6条には、「協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。」となっております。また、同条第2項におきましては、「教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。」となっているところでございます。つきましては、各校校長から意見を聴きましたところ、55ページから60ページに示しましたとおり8小学校と4中学校、合計で12校から125名の提出がございました。ここでは、名前の読み上げは省略させていただきますが、委嘱および任命につきましてよろしく御願い申し上げます。

なお、今回提出のなかった8校につきましては、5月の定例教育委員会での議決となります。

まことに簡単ではございますが、以上、私からの説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので、議第17号は原案どおり可決いたします。

次に、議第18号 草津市文化財保存活用地域計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

歴史文化財課長

議第18号 草津市文化財保存活用地域計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて、歴史文化財課の岩

間から御説明申し上げます。

資料は62ページからでございます。特に諮問の内容は64ページの諮問文案にございます。

平成30年度に本市に所在する全ての文化財を、その周辺環境も含めて適切に把握し、保存・活用していくための基本計画となる草津市歴史文化基本構想を策定いたしました。このような中、文化財を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、このほどの平成31年4月1日には文化財保護法が改正されまして、市町は文化財の保存・活用に関する総合的な計画であります文化財保存活用地域計画の策定が改めて求められております。つきましては、平成31年度には昨年度に策定いたしました草津市歴史文化基本構想の内容や、関連計画との整合を図りながら、文化財の保存・活用方法について具体的なアクションプラン等を定める草津市文化財保存活用地域計画を策定しようとするものでございます。そこで、当計画策定について、文化財保護審議会に諮問するに当たり、教育委員会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。  
御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので、議第18号は原案どおり可決いたします。

次に、議第19号 史跡芦浦観音寺整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

歴史文化財課長

続きまして、議第19号 史跡芦浦観音寺整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて、歴史文化財課、岩間より御説明申し上げます。

資料は66ページからでございます。諮問の内容は、68ページからの諮問文案にありますとおりでございます。

平成31年度に、史跡芦浦観音寺跡の管理団体である草津市として、当該史跡の適正な保存・活用等を図り次の代へ継承するため、史跡の保存・活用の方針を定める史跡芦浦観音寺跡保存・活用計画を策定し、保存・活用計画にある

史跡整備の基本方針をもとに、当該史跡の具体的な整備内容・整備方針・スケジュール等を定めてまいります、史跡芦浦観音寺跡整備基本計画を策定しようとするものでございます。つきましては、整備基本計画の策定についてあらかじめ草津市文化財保護審議会に諮問するに当たりまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川那邊教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

川那邊教育長

異議もないようですので、議第19号は原案どおり可決いたします。

—————日程第5—————

川那邊教育長

それでは、日程第5、報告事項に入ります。事務局より報告願います。

教育総務課長

報告事項1、平成31年度監査等実施計画について、教育総務課の田中が御説明申し上げます。

報告書の2ページをお願いいたします。

去る平成31年3月24日付で草津市代表監査委員より、草津市教育委員会教育長宛てに監査等実施計画につきまして通知をいただいたところでございます。

3ページをお願いいたします。

まず、1番目の監査の基本方針でございますが、本市におきましては、大規模事業の実施に伴う公債費の増加と社会保障関連経費の増加に伴い、3年間で55億円の財源不足が見込まれるなど、行財政運営は一層厳しさを増すものと予想されているところでございます。平成31年度の監査に当たりまして、内部統制の体制の整備や運用状況の着眼点として監査を実施するとされております。

次に2番目の各種監査等の実施方針でございますが、こちらで教育委員会にかかわる部分につきまして、(1)の定期監査と(2)の随時監査でございます。

(1)の定期監査につきましては、基本的には前年度の事務および事業を対

象として実施されるものでございます。

(2)の随時監査のうち、工事監査につきましては、計画、設計、積算等が適正であり、合理的、効率的に行われているかどうかにつきまして、実施されるものでございます。

具体的な監査の計画につきましては、6ページになります。こちらが平成31年度の監査等実施計画表になっていますけれども、教育委員会の定期監査につきましては、4月と5月に計画表に記載の小・中学校と幼稚園、こども園が、また、1月に生涯学習課とスポーツ保健課、2月に学校教育課と図書館が対象になっております。

監査等の実施計画につきましては、以上でございます。

続きまして8ページからの、報告事項2、定期監査の結果について御報告申し上げます。

こちらも去る平成31年3月25日付で監査委員から教育長宛てに定期監査結果報告の提出がございました。監査の対象につきましては、歴史文化財課と学校政策推進課、草津宿街道交流館でございまして、それぞれの記載の日程で監査が実施されたところでございます。

監査結果と指摘事項に対する対応につきましては、それぞれの所属から御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

歴史文化財課長

途中ではございますが、議案書の訂正をお願いしてもよろしいでしょうか。

川那邊教育長

どうぞ。

歴史文化財課長

歴史文化財課の岩間でございます。先ほど御説明申し上げました68ページの資料の中に、誤りがございましたので訂正させていただければありがたいと思います。下の諮問の趣旨の中の3行目でございますが、「以上」の次に「史跡芦浦観音寺跡の整備基本の基本方針となる」この次でございますが、「史跡芦浦観音寺跡整備基本」と書いてある「整備基本」が「保存・活用」の誤りでございます。「史跡芦浦観音寺跡保存・活用計画史跡整備の方針をもとに、当該史跡の具体的な整備内容・整備方針・スケジュール等を定める史跡芦浦観音寺跡整備基本計画の策定について、貴審議会に諮問するものです。」というように訂正させていただきたいと思います。

川那邊教育長

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの監査のところに戻ります。

歴史文化財課長

歴史文化財課の岩間でございます。

報告事項2、資料は9ページから12ページを御覧ください。

当時の文化財保護課におきましては、1-1にございます、宅地開発等関連遺跡発掘調査費と、史跡草津宿本陣整備費を重点項目として監査を受けました。監査の結果といたしましては、12ページに書かれておりますとおり、おおむね適正に執行されているとの報告結果をいただいておりますが、1点、検出事項といたしまして指摘をいただきましたのが、草津市埋蔵文化財発掘調査等に関する要綱の雇用通知書、これは別記様式第1号（第4条第2項関係）これに記載された勤務時間が、午前9時から午後4時45分となっておりますが、この中で実際に作成された雇用通知書の休憩時間でございますが、要綱では45分となっているものを、実際に作成された雇用通知書の休憩時間は1時間というふうになっていたものでございます。つきましては、現状と合致するよう、同要綱の別記様式第1号を改正するべく御指摘を受けたところでございます。そこで、その別表に記載された勤務時間を訂正するべく、その他雇用通知書に必要な記載事項を加えまして改正手続を行い、平成31年4月1日に施行したところでございます。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。

学校政策推進課長

続きまして、学校政策推進課から御報告申し上げます。

報告書は13ページから16ページでございます。

本課につきましては、主として平成29年度分につきましては、学校改革推進費、学校ICT推進費を重点項目として監査を受けました。監査の結果につきましては、16ページを御覧ください。事務の執行状況についてはおおむね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認めていただいたところでございます。なお、軽微な事項につきましては、口頭により指導を受けましたことから、課内で十分共通理解を図りつつ、改善につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

草津宿街道交流館長

街道交流館の八杉でございます。

監査の3点目でございますけれども、31年2月22日に草津宿街道交流館の監査を受けさせていただきました。重点項目として資料の報告書の17ページに挙がっております、史跡草津宿本陣管理運営費と草津宿街道交流館運営費につきまして監査を受けたところでございます。監査の内容といたしましては17ページ、18ページ、19ページ、20ページにございます。監査結果につきましては、21ページでございますが、事務の執行状況についてはおお

むね適正に執行されているということで、御指摘をいただいております。ただ、1点、史跡草津宿本陣および街道交流館の観覧料減免対象者の規定につきまして、認定こども園の規定がされていないという御指摘をいただきましたので、この御指摘に関しましては後ほど御説明申し上げます報告事項4で、規則改正をさせていただくところでございます。

以上が報告事項2、監査の結果でございます。

生涯学習課係長

続きまして、報告事項3、草津市地域学校協働活動推進員（仮称、地域コーディネーター）の委嘱について、生涯学習課の矢野が御説明申し上げます。

報告書の22ページを御覧ください。

こちらにつきましては、昨年12月に御報告いたしました、草津市地域学校協働活動指導員設置要綱に係るものでございます。本市では、平成10年度より地域協働合校推進事業を推進しまして、平成27年度からは7小学校において、平成28年度からは14の全小学校におきまして、地域コーディネーターを設置したところでございます。その後、文部科学省におきましては、平成29年3月に社会教育法の改正がございまして、教育委員会による地域住民等と学校の連携・協力体制の整備や、地域住民等と学校の情報共有や助言等を行う地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定が整備されております。このことから、これまでに地域コーディネーターを法律に位置づけられました地域学校協働活動推進員とするべく、各小学校長から御推薦いただきましたかたがた17名について4月から委嘱するものでございます。なお、各校の事情によりまして、1校で2人体制のところもありますことから、14学区ではございますが、17名の委嘱となっております。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきました。

草津宿街道交流館長

続きまして、報告事項4でございます。草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則および草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、街道交流館の八杉のほうから御報告申し上げます。

資料のほうは、報告書の24ページ、25ページ、26ページでございます。25ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条の第3にございます、「市内の幼稚園および保育所」とございます旧規則を、新規則といたしまして「幼稚園、保育所および認定こども園」と改正しようとするものでございます。26ページは、同じく史跡草津宿本陣の入館料にかかわるものでございます。いずれも、先ほど御報告申し上げます監査の御指摘により、文書の訂正をさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告4の報告でございます。

歴史文化財課長

続きまして、報告事項5につきまして、歴史文化財課の岩間が御説明申し上げます。

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして、これは先ほど御説明申し上げた定期監査の指摘事項を受け、要綱を改正したものでございます。草津市埋蔵文化財発掘調査等に関する要綱の雇用通知書、別記様式第1号（第4条第2項関係）に記載された勤務時間は、午前9時から午後4時45分まで、休憩時間45分となっておりますが、実際に作成された雇用通知書の休憩時間は1時間となっていたものでございます。つきましては、現状と合致するよう同要綱の別記様式第1号の改正をするよう御指示を受け訂正手続を行い、平成31年4月1日に施行したものでございます。

続きまして、第6の草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきまして、引き続き歴史文化財課の岩間が御説明申し上げます。

資料は30ページでございます。

この草津市文化財保存事業補助金交付要綱は、かつて文化財の保存を図るために文化財所有者が行う保存に必要な事業経費に対しまして、一定の比率で補助金の交付をするものでございます。平成30年5月24日に、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」というのに、芦浦観音寺および草津のサンヤレ踊りが追加認定を受けたことを契機に、草津のサンヤレ踊りの保存継承団体の活動を支援し、より一層この歴史資産の保存・活用を図る必要が生じたことに対応したものでございます。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。

学校教育課長

続きまして、報告事項7、草津市学校事務共同実施推進協議会要綱につきまして、学校教育課の京近が御説明させていただきます。

32ページの資料を御覧ください。

本要綱は、第1条にございますとおり、草津市立小学校および中学校の事務を共同で処理し、効率的な学校運営を行うため、草津市学校事務共同実施推進協議会を設置するものであります。同協議会が所掌します事務は、第2条にございますとおり、共同実施組織の事務の総括および調整、業務内容の検討および改善、指導および助言、研修に関することの4つの項目でございます。また、協議会は第3条にございますとおり、共同実施組織を構成する小・中学校の校長代表、教頭代表、教育委員会事務局の代表、小・中学校の事務職員代表、協議会のもとに置く各グループの代表で構成し、委員長は校長代表とするもので



ございます。任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とするものでございまして、4月1日から施行させていただいたものでございます。制定理由につきましては、学校間の事務の標準化や処理の効率化については全国的に取り組みが進められている中、本市におきましてもこれまで草津市立学校事務共同実施推進委員会として取り組みを進めてきておりましたが、県において平成30年1月18日付で市町に協働合校事務室の設置が促進されるよう努める旨、通知があったことを受け、今般学校事務の共同実施について標準化するとともに、将来を見据えた体制づくりを図るため、要綱を制定させていただいた次第でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

児童生徒支援課長

続きまして、報告事項8、草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、児童生徒支援課の成田が御報告させていただきます。

このたびの改正理由につきましては、教育集会所に指定管理者による管理運営を導入したことおよび当事業のうち学習活動を一般事業化したことに伴い、改定をさせていただいた次第でございます。

では、内容につきまして申し上げます。35ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条中に「に、児童等の学習活動の促進および生活態様の向上を図るために、自主的ななかまづくり活動および学習活動」を「の自主的ななかまづくり活動として、自主活動事業」に改めております。

第2条中、「自主的ななかまづくり活動および学習活動（草津市立隣保館条例（昭和46年条例第9号）第4条及び草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあつて自主的ななかまづくり活動。）」を「草津市立教育集会所および草津市立隣保館において行う自主的ななかまづくり活動」に改めております。

第3条第3項中、「（以下「館長」という。）」を「（指定管理者が管理する場合は指定管理者。以下「館長等」という。）」に改めております。

第4条第2項中、「館長、校長および児童等の保護者の」を「館長等、草津市立の小中学校長および児童等の保護者の」に改めております。

第5条中、「館長」を「館長等」に改めております。

以上、まことに簡単ではございますが、改正理由につきましては先ほど述べさせていただいたように、教育集会所に指定管理者による管理運営を導入したことおよび当事業のうち学習活動を一般事業化したことに伴い、改正をさせていただいた次第でございます。御報告させていただきます。

教育総務課長

報告事項の9、寄付の受け入れ報告について、教育総務課の田中が御説明申し上げます。

報告書の38ページをお願いします。

まず、玉川小学校PTA様から簡単テント・長机・ブルーレイプレイヤーを玉川小学校に御寄付いただきました。

平成30年度矢倉小学校卒業生様からデジタルカメラを、矢倉小学校図書ボランティア会様から組み立て式書架を、矢倉小学校PTA様から児童傘立て・屋外テント・パイプ椅子・パイプ椅子輸送用台車を、矢倉小学校に御寄付いただきました。

笠縫東小学校教育振興会様からは、加湿器と、ページをおめくりいただきまして、新聞閲覧台・パイプいす用台車・ミストシャワー・花瓶・アルミ枠つき掲示板・ウオータークーラーを御寄付いただきました。

また、株式会社京都銀行様からトイレトーパーを市内全小中学校に御寄付いただきました。

最後に、川瀬様から南笠東小学校体育館のトイレ改修をいただいたところでございます。

報告事項は以上でございます。

川那邊教育長

それでは、ただいまの報告事項につきまして、御質問等はございませんか。

檀原委員

まず、監査のところで、歴史文化財課のほうで監査を受けていただいて、いろいろそれぞれの監査をされた金額等が載っていて、非常に今般プリムタウンの土地区画整理に伴う発掘が非常に進んで、珍しいというか、有名なものも非常に有名というか価値のあるものが発掘されたということで、本当にすばらしいなと思っております。同時に、これだけ市の負担をさせていただいているということも踏まえますと、ぜひいい形で残っていくことが大事やなど。当然、それはプリムタウンができますと、埋め戻されることにもなるとは思いますが、けれども、何らかの形で今回諮問をかけていただいている中にも、ぜひそういう視野からもしていくことも、この監査を受けたところでしっかりと市の市民のかたがたのお金を使っているということからしても、返していくことが大事ではないかなということをおもいました。一応これ、意見的なことでございますが、

同じく、30ページのほうで、無形文化財の中で日本遺産に昨年サンヤレ踊りというのが、水辺の宗教・文化等の兼ね合いで認定を受けたことは非常に草津にとってもありがたいことでもありますし、それが保護継承されることが非常に大事やと思っております。その中で、市内7カ所がサンヤレ踊りをされている

中で、それぞれ地域性もありまして、今年はどういう理由かはわかりませんが、長束のほうでは今回のお祭りではされないというようなことも聞いております。当然、その地域の中で人を集めたり、また練習をされる中で大変な部分もあると思います。これは、お金の補助という形にはなっておりますけれども、ぜひその地域のかたがたの声も聞き、どういう形で保存に向けてまた協力をするといいのかというところあたりも、ぜひ歴史文化財課のほうでもまた諮問をいただく側におきましても、ぜひ御検討いただくと非常にありがたいなと思っております。それと同時に、やはり市内にはサンヤレ踊り以外の非常に同時期がちよっと時期はわかりませんが、上笠のほうでは講踊りがあったり、また渋川のほうでは花笠の踊りがあったりと、文化財として非常に価値のあるものがあると思います。これらもそれぞれの事情の中で保存継承というのが非常に難しいこともあると思いますので、日本遺産という部分も大事ではございますが、市内のこういう無形文化財についてよくいろいろな意味で目くばせと同時に、それぞれの事情も聞いていただいて、できる支援という形につないでいけるような形に考えていただければいいなと思っております。今回、諮問もされるということも聞いておりますので、ぜひその辺も含めたいい形での取り組みになることを今、期待したいなと思っております。

以上でございます。

川那邊教育長

ほかいかがですか。

中西委員

最後のところで40ページですけども、南笠東小学校の体育館でトイレ改修で294万円もされているんですけど、これは何か金額も非常に大きいですし、どういう事情でこういうことになったのかなということを思うんですけど。

教育総務課長

教育総務課の田中でございます。

今回、体育館のトイレ改修でございますが、男子トイレの和式トイレ2台、それと女子の和式トイレ3台、それぞれを洋式便所に改修をしていただきました。以前から改修についてはそういった御要望はあったのですけれども、教育委員会としましてはそれぞれ順番に改修をさせていただいてきたのですけれども、そういった中で、川瀬様のほうからも個人的に直すというようなお言葉がございましたので、個人的な寄付ということで御寄付いただいたところでございます。体育館につきましては、まだ洋式便所がないところもございまして、多目的なトイレがないところもございまして、一定そういった部分で優先順位というのをつけさせていただきながら、改修のほうを進めさせていただいているのですけれども、そういった中で、川瀬様のほうから御協力をいた

だいたというところでございます。

以上でございます。

川那邊教育長

ほかよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、先ほど非公開といたしました議案の審議に移ります。傍聴者の皆様におかれましては、大変申しわけございませんが、退出いただきますようお願いいたします。

————— 非公開 —————

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、ほかにご覧ございませんか。

歴史文化財課長

歴史文化財課の岩間でございます。

お手元に資料を配付させていただいておりますものにつきまして御説明申し上げたいと思います。

白いA4の縦のパンフレットでございますが、これは日本遺産認定記念事業といたしまして、このゴールデンウィーク5月3日、4日、5日にスタンプ集めを実施する御案内でございます。市内7カ所、下に丸が8つございますが、このうち1つは今年は開催されないサンヤレ踊りでございます。芦浦観音寺を含めて7カ所にスタンプを設置いたしまして、それを集めていただいたかたにプレミアムカードというものをプレゼントするという企画の御案内でございます。

それから、見開きA3のパンフレットでございます。こちらは、常盤地区を中心に日本遺産およびその藤をめぐる巡回バスを観光物産協会と共同で巡航いたしまして、この歴史遺産をお尋ねいただくためのパンフレットでございます。

また、これに合わせまして、三大神社の藤まつり、市の天然記念物に指定されておりますが、こちらの藤まつりの案内のパンフレットも同時に配付させていただきましたので、ぜひとも御覧いただければ幸いです。

草津宿街道交流館長

最後に、ピンク色のチラシでございますが、少し予定より薄くなったのですけれども、「旅する画僧 金谷」ということで、県立の近代美術館と琵琶湖文化館、街道交流館の3館共催で、地元下笠の横井金谷の作品展を開催しております。ゴールデンウィーク中も開会しておりますし、5月12日まででございますので、ぜひ足をお運びいただけたらと思います。

以上でございます。

川那邊教育長

それでは、これをもちまして、4月定例会を終わらせていただきます。次回は5月29日水曜日の午後3時からでございます。定例会を開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

閉会 午後 4時30分